

## 令和4年度 清掃工場等における飛灰処理汚泥のダイオキシン類測定結果

飛灰をダイオキシン類対策特別措置法に定める方法により処理したものです。  
測定結果はすべて法基準値を下回りました。

令和5年4月現在

調査機関:ユーロフィン日本環境株式会社

単位:ng-TEQ/g

工場名	測定日	飛灰処理汚泥の ダイオキシン類濃度
有明 <sup>※1</sup>	令和4年4月6日	0.40
千歳 <sup>※1</sup>	令和4年6月17日	2.9
墨田 <sup>※1</sup>	令和4年6月15日	0.090
北 <sup>※1</sup>	令和4年6月22日	0.19
新江東 <sup>※1</sup>	令和4年11月8日	0.19
港 <sup>※1</sup>	令和4年5月12日	0.54
豊島 <sup>※1</sup>	令和4年9月6日	0.29
渋谷 <sup>※1※2</sup>	-	-
中央 <sup>※1</sup>	令和4年8月23日	0.20
板橋	令和4年5月27日	0.086
多摩川	令和4年4月8日	0.80
足立	令和4年7月14日	0.35
品川	令和4年5月11日	0.14
葛飾	令和4年8月18日	0.43
世田谷	令和4年7月21日	1.0
大田(新)	令和4年6月21日	0.49
大田第一 <sup>※1</sup>	令和4年4月28日	0.50
練馬	令和4年8月2日	0.21
杉並	令和4年4月21日	0.14
光が丘	令和4年5月16日	0.56
中防灰溶融施設	令和4年5月10日	0.36

(注1) 飛灰処理汚泥の法基準値 3ng-TEQ/g

ただし、※1は既設施設であり、同法に定める方法により飛灰を処理する場合、基準値は適用されない。

(注2) ng(ナノグラム)とは、10億分の1グラムを表す単位

(注3) ※2は飛灰を中防灰溶融施設等に搬送し、法律に定める方法により処理している。